

給食センター運営開始

小野中学校校舎に併設して建設を進めていた「小野町給食センター」の完成に伴い、開所式が10月14日に行われました。

式典には、町長、町議会議員、学校関係者、土地協力者、工事関係者や町内小中学校PTA役員など約60人が出席しました。

式典の後、給食センターで、町長、議長、教育長、山内小野中学校校長によるテープカットが行われ、その後、給食の試食会や完成した施設の見学会が行われました。

試食会では、出席者全員が順番に並んで配膳を受け、昔の給食を思い出しながら新しい施設で調理された給食を食べました。本センターは、1日に約1,000食を調理できる設備を有し、調理室床のドライ化、また厨房機器のオール電化など、衛生面や調理環境にも配慮し、さらに太陽光発電を利用できる施設となっています。

10月17日から本センターで調理された給食を町内の各小中学校へ配送しています。

園教育課施設整備室

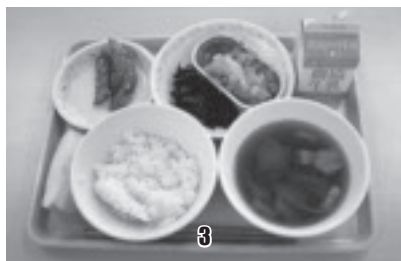
☎7216780



1



2



3

1_ 給食センターで行われたテープカット 2_ 試食会の様子 3_ 試食会当日の給食

介護保険料が減免されます

東日本大震災により被災された介護保険1号被保険者(65歳以上)の方で、次の要件に該当する方は、状況により保険料が全額または半額免除されます。

■要件

(1)震災により居住する住宅に損害を受けた場合(半壊以上で町のり災証明がある場合)

※該当する方には勸奨通知文を送付しますのでお待ちください。

(2)震災により生計維持者が死亡、行方不明などとなった場合

(3)震災により事業収入などが減少した場合

震災による被害を受けたことにより、事業収入などの減少が見込まれ、その減少額が前年の10分の3以上ある場合(保険金、損害賠償金などで補てんされる金額は除きます)

※なお対象となる事業など以外の収入による所得の合計額が400万円を超える場合は除きます。

(4)政府の避難指示、計画的避難区域および緊急時避難準備区域の設定に関する指示の対象となっている場合

(5)原子力発電所の事故に関し、特定避難勧奨地点に居住しているため避難を行っている場合

■減免の対象となる保険料

▽普通徴収(納付書または口座振替による納付)の場合

平成23年度1期から6期分まで
▽特別徴収(年金からの引き落としによる納付)の場合

平成23年度分4月から平成24年2月徴収分まで

■減免の方法

いったん保険料を納めていただいた後、年度末に減免分を還付しますので、あらかじめご了承ください。

■申請方法など

保険料のほか介護サービスを利用した際の1割の自己負担額、介護保険施設などに入所した際の食費・居住費などについても減免されます。申請には添付書類が必要となる場合があります。詳しい内容や手続き方法はお問い合わせください。

園健康福祉課

☎7216934